様式第18（第34条、第35条関係）

［略］

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A5とすること。

2～4　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第三条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定容器検査機関に係る指定の区分） **第三十五条**　法第五十八条の三十一第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。 一～十二　［略］ 十三　圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 十四　国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 十五　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器 十六～十八　［略］ 2　［略］	（指定容器検査機関に係る指定の区分） **第三十五条**　法第五十八条の三十一第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。 一～十二　［略］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ 十三～十五　［略］ 2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正）

第四条　国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　製造の方法の基準（第三条） 第三章　容器の基準等（第四条―第五条） 第四章　刻印等の方式（第六条・第六条の二） 第五章　容器の表示（第七条・第八条） 第六章　附属品の基準等（第九条―第十二条） 第七章　充塡（第十三条―第十四条） 第八章　容器及び附属品の再検査並びに容器検査所（第十五条―第二十九条） 第九章　容器等検査に係る登録 第一節　登録の基準等（第三十条―第四十七条） 第二節　型式承認等（第四十八条―第五十九条） 第十章　帳簿（第六十条） 附則	目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　製造の方法の基準（第三条） 第三章　容器の基準等（第四条・第五条） 第四章　刻印等の方式（第六条） 第五章　容器の表示（第七条・第八条） 第六章　附属品の基準等（第九条―第十三条） 第七章　特別充塡の許可申請（第十四条） 第八章　容器及び附属品の再検査並びに容器検査所（第十五条―第二十九条） 第九章　容器等検査に係る登録 第一節　登録の基準等（第三十条―第四十七条） 第二節　型式承認等（第四十八条―第五十九条） 第十章　帳簿（第六十条） 附則